

25. ブルガリア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

ブルガリアでは、WEEE 指令と RoHS 指令は「電気・電子機器の上市条件および廃電気・電子機器の処理と輸送に関する法令（官報第 36/2006 号）」（2006 年 9 月 1 日発効）によって国内法制化されている。また、「環境保護法（官報第 91/2002 号）」と「廃棄物管理法（官報第 86/2003 号）」にも関連の規定が盛り込まれている。担当省は環境・水資源管理省で、「EU 指令 2002/96/EC (WEEE) および EU 指令 2002/95/EC (RoHS) の運用計画」のもとに両指令の運用を推進している。

ブルガリアの WEEE 国内法の大きな特徴のひとつとして、マーキング義務が挙げられる。同国では、EU の WEEE 指令を満たす製品については、ラベルに登録番号を明記しなければならない。また、WEEE 指令とブルガリアの WEEE 国内法で定めるすべての製品について、2006 年 7 月 1 日以降に上市されたものには製造者、製造者の ID が明記されていなければならない。いずれも製品に表示する、あるいはラベル貼付もしくは使用説明書、包装、保証書に明記する必要がある。

EU が掲げる 2006 年 12 月 31 日までの回収目標を 4kg は、法的枠組みや技術の不足から達成できないため、以下の通り新たな回収目標が設定されている（年間一人当たり以下の重量）。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ・ 2006 年 7 月 1 日～12 月 31 日 | 0.6kg |
| ・ 2007 年 1 月 1 日～12 月 31 日 | 2.5kg |
| ・ 2008 年 1 月 1 日～12 月 31 日とそれ以降 | 4kg |

② 罰則規定および違反事例

WEEE・RoHS 運用計画では、両規定の違反行為に関する罰則を具体的に規定する必要があるとしている。現在、廃電子・電気機器の取り扱いをめぐる違反行為については、以下のような廃棄物管理法の罰則が適用されている。

図表 38 WEEE、RoHS 違反に対する罰則規定

違反内容	罰金 (ブルガリア・レバ)
廃棄物管理計画の提出・情報更新を怠った場合	700～3,000BGN
製造者および輸入業者等が廃棄物の再利用・リサイクルに関する報告を怠った場合 (違反をくり返した場合)	1,500～5,000BGN (3,000～10 万 BGN)
プロダクトフィーの支払いを怠った場合 (違反をくり返した場合)	料金の二倍の額 (四倍の額)
廃棄物の輸出入および輸送に関する規定に違反した場合	3,000～10 万 BGN および再利用・廃棄処理費用を負担
マーク非表示または特定有害物質を含む製品を上市した場合 (違反をくり返した場合)	製品合計市場価格の 30% (60%)

出所：各種資料を基にジェトロ作成

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

ブルガリア税関当局に問い合わせたところ、「EU の諸規定に準じ、他の EU 加盟国と同様の手続きを取っている」との回答しか得られなかった。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録は環境・水資源管理省の廃棄物管理部 (<http://www.moew.government.bg>) が管轄している。登録の義務を負うのは、ブルガリアの製造者と輸入業者で、登録期限は設けられていない。

② 回収の仕組み

アントニア・ディミトロヴァ氏がまとめたブルガリアにおける WEEE 管理に関する論文

26によると、ブルガリアでは一般家庭および同様の消費者が電気・電子機器を新しく買い替える場合、購入後も古い機器を持ち続け、別の場所で時々使用したり、スペースがあれば各自で保管したりするケースが多い。こうした消費者らが最終的に機器を廃棄する際には、自治体の廃棄処理システムを利用する。そのうちのほとんどが金属を大量に含む廃棄物として回収される。WEEE は鉄・非鉄金属取引業者によって（手作業で）解体され、精錬処理場に持ち込まれる。こうした WEEE は、主に春と夏に自治体が組織するキャンペーン活動の期間中に回収されている。

危険物質を含む WEEE の場合、認可を受けた業者がそれを回収するまで所有者が保管しなければならない。再利用可能な機器については、売却や寄付（直接または慈善団体を通じて）などの処置を取るとというのが現状となっている。

回収・処理義務を負う製造者と輸入業者は、それぞれの義務を遂行する際に以下の 3 つの方法の中からひとつを選択できる。

- ・ 環境・水資源管理省が認める回収スキームを個々に導入する
- ・ 環境・水資源管理省の認可を受けた回収組織に参加する
- ・ いわゆる「プロダクトフィー」を支払う

なお、個々に回収スキームを導入する場合には、廃棄計画の認可を受け、同計画の実施状況に関する年間報告をまとめなければならない。

回収された WEEE は、リサイクル目標を達成させるために再処理施設に持ち込まれる。国内に適切な処理場がない場合、回収された WEEE は輸出される。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE およびその部品、材料、物質をリサイクル目的で EU 域内に輸出する場合、廃棄物管理法第 5 章 V と廃棄物の輸出入・トランジットに関する法令の規定を満たしていなければならない。WEEE のうち、冷蔵庫などの電気・電子機器の場合、鉄くずは国内で処理するために残され（最終的に Ecobultech が専門のリサイクル業者に搬入する）、危険物質（CFC など）はオーストリアやチェコなどに輸出されている。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

ブルガリアには「Ecobultech」という民間コンソーシアムが存在する。電気・電子機器

²⁶ Antoniya Dimitrova: “Final Reseach Project, Thesis: WEEE Management in Bulgaria” (16.6.2008) / The Hague School of European Studies

のプロダクトフィーを支払う方法を選択した製造者は、WEEEの管理に関して環境・水資源管理省の認可を受けた Ecobultech に書類を提出し、料金を支払う。プロダクトフィーを支払った時点で、将来 WEEE となる機器の回収・処理義務は Ecobultech に移譲される。

Ecobultech の WEEE 処理システムは、43 の自治体と 65 カ所の回収所をカバーする。回収所はいずれもブルガリアの主要都市に設置されている。WEEE のうち国内で処理されるものは少なく、ほとんどが外国に輸出されるため、回収所は WEEE の一時保管所といってもよい。ここでは一時保管のほか、リサイクルのための下処理や解体が行われている。冷蔵庫などの電気・電子機器の場合、鉄くずはブルガリア国内で処理するために残され（最終的に Ecobultech が専門のリサイクル業者に搬入する）、危険物質（CFC など）はオーストリアやチェコなどに輸出される。Ecobultech は WEEE の保管と処理を「Nadin Commerce」に委託している。

- ・ Ecobultech

30 Petar Deyan St.

Sofia

Tel: +359 2 846 76 00

Fax: +359 2 846 46 00

<http://ecobultex.com>

- ・ Nadin Commerce

Novi Iskar

35 Pobeda St.

Sofia

Tel: +359 2 936 1051

<http://www.nadin-bg.com>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

2005 年 8 月 31 日以降、WEEE の回収は無料となっている。ブルガリアでは WEEE の回収のみならず、古紙、プラスチック、ガラスの分別回収が国民の間であまり定着していないため、当局は分別回収を奨励している。

⑥ WEEE 回収率

アントニア・ディミトロヴァ氏はブルガリアにおける WEEE 管理に関する論文の中で、同国における WEEE 回収率についても触れている。それによると国連大学の調べでは 2006 年の WEEE 回収率は国民一人当たり 5.55kg となっているものの、ブルガリア環境庁 (EEA) は 0.41kg と発表しており、回収率は定かではない。一方、C&E Recycling Portal のニューズレターによると、2006 年の WEEE 回収率は国民一人当たり 0.4kg、2007 年は 0.86kg となっている²⁷。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

現在、ブルガリアでは回収システムを運営するのは Ecobultech のみである。アントニア・ディミトロヴァ氏が指摘しているとおり、リサイクル処理分野で競争を活発化させることにより、最終的に消費者が負担することになる処理費用を低減する必要がある。ディミトロヴァ氏によると、Ecobultech は自社が運営するシステムに参加する電気・電子機器製造者および輸入業者は 400 社を超えると発表している。そしてそれらの企業は環境・水資源管理省が定める一定の金額を WEEE のプロダクトフィーとして Ecobultech に支払っている。ところが、実際には回収システムには参加せずに料金だけ支払っているのが現状である。

こうした中、欧州委員会、中でも環境総局は、ブルガリアにおける WEEE 指令の運用状況を疑問視し始めている。WEEE を扱う各種組織やシステム同士のリンケージがなく、最も必要とされる組織やシステムが全く構築されていないことが指摘されている。さらに問題なのは、大量の都市ごみの扱いである。一般家庭から出される都市ごみに多くの電気・電子機器が混じっており、使用済み冷蔵庫に含まれる危険物質の取り扱いが問題となっている。WEEE、RoHS 指令へのこうしたブルガリアの取り組みは、WEEE 関連業界の NGO や環境保護団体などからも批判されている。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ 環境・水資源管理省 廃棄物管理部
Ministry of Environment and Water
22 Maria Louiza Blvd.

²⁷ データの出所はいずれもオーストリアのコンサルティング会社 KERP

Sofia 1000

email: contact@moew.government.bg

URL: <http://www.moew.government.bg>